令和８年度　刑余者支援事例検討会　開催要項

1. 目　的

矯正施設には医療・福祉サービス、社会保障制度が必要な高齢者や障がい者も入所しており、矯正施設退所後に必要な支援が受けられず再犯につながることが課題となっています。

このような背景もあり、令和7年6月より懲役刑と禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されました。拘禁刑は、福祉的な支援が必要な入所者等へ社会復帰に向けたプログラム等を実施しており、それにより、出所後に必要な支援を確保し再犯を防止することが期待されています。

一方で、福祉サービス事業所からは矯正施設退所者の受け入れに対して、他の利用者や職員への影響、受け入れ実績がないなどの理由で受け入れを躊躇されることも多く、矯正施設退所者への理解を進めることが課題となっています。

本研修会では、講義及び実際の支援事例を使用して矯正施設を退所した高齢者及び障がい者への支援について学び、出所後、福祉の支援が必要となる方への理解を深めることを目的に開催します。

2. 主　催

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県地域生活定着支援センター）

3. 期日・会場

(1)高齢分野会場

日　時：令和８年 12 月 10 日(木)13：00～17：00

会　場：大田市民会館 1F 中ホール(大田市大田町大田イ 128)

(2)障がい分野会場

日　時：令和８年 12 月 11 日(金)10：00～15：00

会　場：朱鷺会館 1F 大ホール(出雲市西新町 2-2456-4)

4. 参加対象者

福祉サービス事業所・相談支援機関の関係者等

5. 定員

各会場 50 名

※定員を超えた場合、1 事業所あたりの参加者数の制限や、昨年度の本研修に参加していない事業所を優先する場合がございますので、ご了承ください。

6. 講師

立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科　准教授　掛川　直之　氏

7. 事前動画視聴について

研修受講にあたり事前に講義動画(オンデマンド配信)の視聴をお願いします。

時　間	プログラム	内　　容
60 分程度	講　　義	■講義「矯正施設出所者の受け入れ体制の構築について」(仮) ・矯正施設出所者の受け入れに際して、施設の体制をどのように整備していくのか学びます。 視聴期間：令和８年 11 月中旬～12 月９日(水)

8. 日程・内容

(1)高齢分野会場

時　間	プログラム	内　　容
12:30～13:00	受　　付	
13:00～13:10	開　　会	
13:10～17:00	事例検討	■事例検討　※途中時間(10 分)含む 事例①：社会福祉法人弥栄福祉会　養護老人ホーム寿光苑 事例②：株式会社松江テクノサービス　有料老人ホーム玉湯すすがけの樹
17:00	閉　　会	

(2)障がい分野会場

時　間	プログラム	内　　容
9：30～10:00	受　　付	
10:00～10:10	開　　会	
10:10～15:00	事例検討	■事例検討　※途中昼休憩 1 時間含む 事例①：社会福祉法人桑友 WANAJAPAN 事例②：一般社団法人みらい創造公社 就労継続支援 B 型事業所　出雲お結び
15:00	閉　　会	

9. 申し込み方法

令和 8 年 12 月 4 日(金)までに次の申込フォームからお申込みください。

参加申込フォーム：https://forms.gle/uMFov3Ng7seAH6vD8

10. その他

①本研修会は、「社会生活支援特別加算」及び「地域生活移行個別支援特別加算」の算定に必要な関係団体が行う研修会の受講に該当します。ただし、この研修内容を事業所従業員全員へ伝達研修することで、算定の要件を満たすものとなります。各加算の詳細やご不明な点、及び加算の届け出に関しては、下記までお問い合わせください。

【松江市内の事業所】 松江市健康福祉部障がい者福祉課(電話：0852-55-5946)

【松江市外の事業所】 島根県健康福祉部障がい福祉課(電話：0852-22-5239)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)より抜粋

⑪ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

報酬告示第 9 の 9 の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。

(省略)

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

② 本研修会参加者のうち希望する方に、本研修会を受講した証明として受講証明書を発行いたします。発行を希望する方は、参加申込フォームにてご回答ください。

11. 申し込み・問い合せ先

島根県社会福祉協議会　生活支援部　生活支援係(担当：神田・吉野)
〒690-0011　松江市東津田町1741－3　いきいきプラザ島根
TEL:0852－32－5945　　FAX:0852－32－5973
メールアドレス:teichaku@fukushi-shimane.or.jp